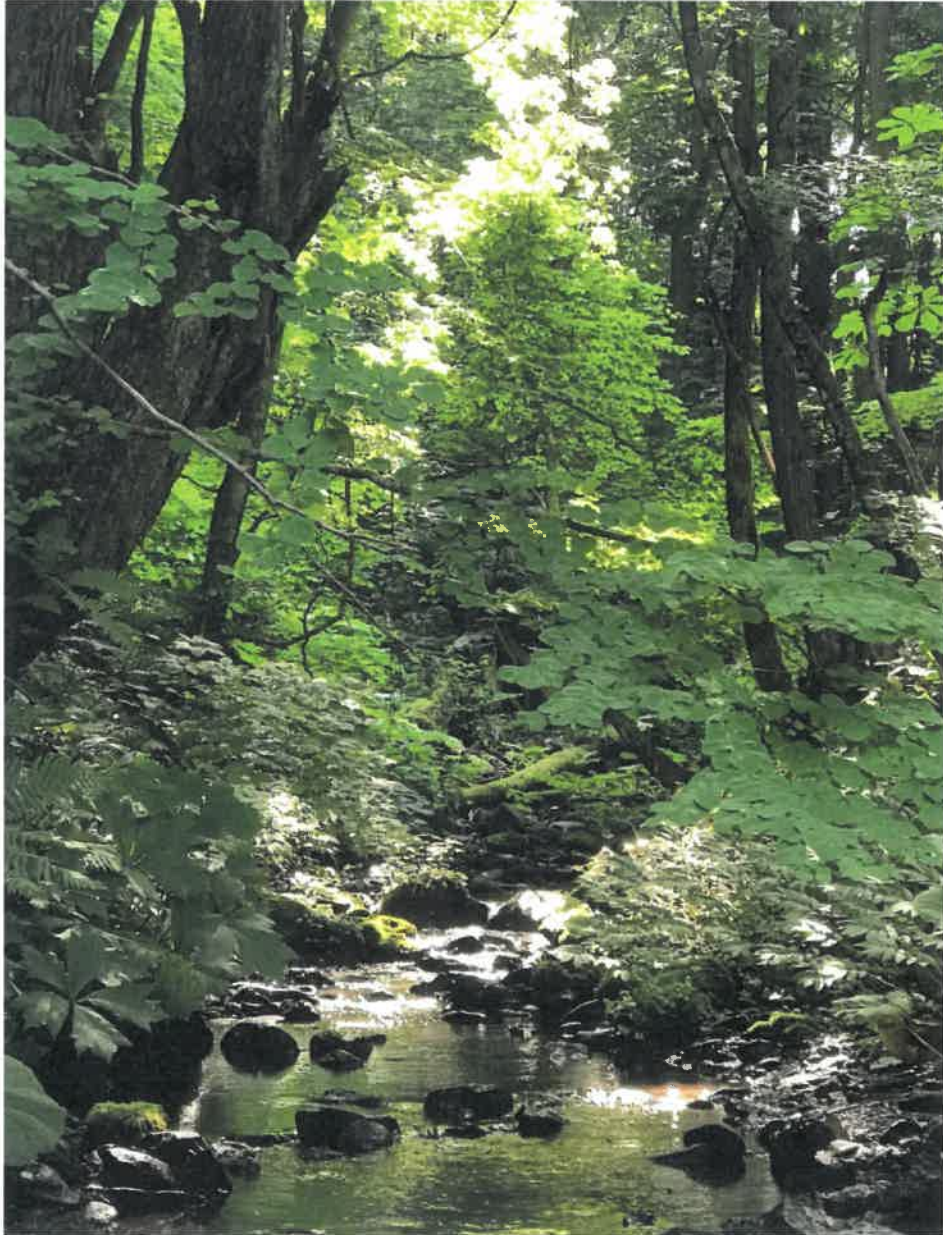


令和6年度
九戸村水道事業水質検査計画



令和6年4月
九戸村水道事業所

1 基本方針

九戸村水道事業所は、「供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していること」を遵守するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項により、水源種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況等を総合的に検討し、自らの判断により水質検査の内容等を定めた「水質検査計画」を策定し、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために計画的に水質検査を実施します。

また、水道水が安全であることを更にご理解いただけるように、毎事業年度の開始前に利用者に対して検査結果の公表と水質検査計画を公表いたします。

- (1) 検査地点は、配水の系統ごとに、水道法で検査が義務づけられている給水栓（蛇口）及び原水（浄水施設の入口等）で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目とします。
原水についても水質基準項目の検査と、クリプトスポリジウム、ジアルジア、及び糞便による汚染の指標菌検査を行います。なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬や水道水中の放射性物質についても、必要に応じて検査を実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法施行規則・水源の種類・過去の検査結果等を基に、項目ごとに考慮して定めます。また、計画において、臨時に行う水質検査の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにいたします。
- (4) 水質検査結果には、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検討すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記載します。
- (5) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、利用者に対して公表します。

2 九戸村水道事業の概要

(1) 浄水施設の概要

事業名	九戸村水道事業			
浄水場名称	九戸村浄水場	宇堂口第1浄水場	瀬月内配水系浄水場	遠志内浄水場
所在地	九戸村大字戸田	九戸村大字戸田	九戸村大字戸田	九戸村大字伊保内
水源	表流水(平内川)浅井戸(第3水源)、地京1-1、地京1-2水源	浅井戸(宇堂口第1水源)	浅井戸(上戸田水源)	湧水(遠志内水源)
処理能力(計画浄水量)	1,295m ³ /日	250m ³ /日	50m ³ /日	42m ³ /日
主な浄水処理方法	緩速ろ過移動床式ろ過装置(前処理)	塩素滅菌(R6年度膜ろ過装置設置予定)	塩素滅菌	緩速ろ過

事業名	九戸村水道事業
浄水場名称	低区配水系浄水場
所在地	九戸村大字江刺家
水源	湧水(折爪水源)
処理能力(計画浄水量)	900m ³ /日
主な浄水処理方法	塩素滅菌

(2) 給水状況

(※一日最大配水量及び一日平均配水量は令和4年度実績)

事業名	九戸村水道事業
給水区域	九戸郡九戸村 瀬月内、宇堂口、泥ノ木、平内、妻の神、戸田上、戸田下、館の下、山根、荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上、伊保内下、川向、南田、小倉、長興寺上、長興寺下、大向、五枚橋、荒田、雪屋、田代、柿の木、江刺家上、江刺家下、道地、山屋、丸木橋、細屋、軽米町大字円子字冷水
計画給水人口	5,025人
計画一日最大給水量	2,390m ³
一日最大配水量(※)	2,338m ³
一日平均配水量(※)	2,159m ³

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

九戸村水道事業の九戸村浄水場では、平内川の表流水及び第3水源の浅井戸水を取水し、遠志内浄水場では遠志内水源の湧水を取水、低区配水系浄水場では折爪水源の湧水を取水、瀬月内配水系浄水場では浅井戸水を取水し、いずれも適切な浄水処理を行っており、浄水のこれまでの検査結果では、水質基準を十分に満足しています。

宇堂口第1浄水場では浅井戸から取水し、過去に原水から大腸菌が検出されたことから、年4回クリプトスポリジウム等の指標菌の検査を実施します。また、地京1-1水源や地京1-2水源も過去に大腸菌が検出された経緯があることから、宇堂口第1水源と同様の頻度で検査を実施しています。

なお、過去に大腸菌が検出された水源については、今後も原水水質の状況を監視します。本村水道事業の水質管理上留意すべき項目は以下のとおりです。

水 源	原水の汚染要因	水質管理上 留意すべき項目
平内川水源 第3水源	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨、融雪等による濁水の発生 ・油類等による汚染事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
地京1-1水源 地京1-2水源 宇堂口第1水源	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水、自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
折爪水源	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路からの油類等による汚染事故、融雪剤散布による塩化物イオンの上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・塩化物イオン 等
遠志内水源	<ul style="list-style-type: none"> ・自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等
上戸田水源	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による浅井戸への濁水の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気 ・一般細菌、大腸菌 ・クリプトスポリジウム 等

4 検査・測定地点

(1) 浄水又は給水栓水

浄水場及び配水系ごとに、村内6箇所を設定して浄水（給水栓水）の水質検査を行います。

また、毎日検査については村内6箇所の給水栓で行います。

(2) 浄水場の原水

水質管理上必要である原水の水質検査については、浄水施設の入口で採水し実施します。

また、各浄水場においては、原水濁度等を監視し、薬注設定を適切に調整します。

水質検査地点（原水）

水 源	採水地点	採水場所
平内川水源	九戸村浄水場着水井	九戸村大字戸田
第3水源	第3水源浅井戸	九戸村大字戸田
地京1-1水源	取水井	九戸村大字戸田
地京1-2水源	同上	九戸村大字戸田
宇堂口第1水源	宇堂口第1水源浅井戸	九戸村大字戸田
上戸田水源	上戸田水源浅井戸	九戸村大字戸田
遠志内水源	遠志内浄水場着水井	九戸村大字伊保内
折爪水源	低区配水系浄水場着水井	九戸村大字江刺家

水質検査地点（浄水）

配 水 系	採水地点	採水場所
第1高区配水系	高区流量計室給水栓	九戸村大字戸田
第2高区配水系	山村開発センター給水栓	九戸村大字伊保内
宇堂口配水系	泥ノ木集落センター給水栓	九戸村大字戸田
瀬月内配水系	瀬月内集落センター給水栓	九戸村大字戸田
遠志内配水系	荒谷墓地給水栓	九戸村大字荒谷
低区配水系	江刺家ふるさとセンター給水栓	九戸村大字江刺家

毎日検査地点（給水栓）

配 水 系	採水地点	採水場所
第1高区配水系	九戸村浄水場給水栓	九戸村大字戸田
第2高区配水系	九戸村役場車庫前給水栓	九戸村大字伊保内
宇堂口配水系	第3水源給水栓	九戸村大字戸田
瀬月内配水系	瀬月内集落センター給水栓	九戸村大字戸田
遠志内配水系	遠志内公民館給水栓	九戸村大字荒谷

低区配水系	山屋ポンプ場給水栓	九戸村大字山屋
-------	-----------	---------

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

毎日検査項目については、水道法施行規則第 15 条に基づき 1 日 1 回、目視により検査を行います。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の確保、又は生活上の支障を生ずるおそれのある項目を水道水が備えなくてはならない水質上の要件として規定したもので、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 条）で基準値が定められ、検査が義務付けられている項目です。これらの項目は、水道法施行規則第 15 条に基づき検査を行います。

なお、詳細については、別添の「水質検査実施頻度一覧」及び「水質検査計画（浄水）」のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

上水道事業では、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目（30 項目）について、水道基準に準じ、必要な項目について検査を行います。

また、この検査は任意であり、水源の状況等を考慮して項目を選定し、それぞれの事業体で項目を選定して、自主的に検査を行うものです。

なお、本村水道事業では、過去の原水水質検査の結果及び当年度の原水水質に著しい変動が無い場合は、水質管理目標設定項目の検査は行いません。

(4) 原水検査

原水の安全を確認するために、水質基準項目（51 項目）のうち消毒副生成物（11 項目）を除く 40 項目について水質検査を年 1 回以上行います。

詳細については、別添の「水質検査計画（原水）」のとおりです。

(5) 放射性物質

東日本大震災に伴う放射能汚染については、村測定データにより、放射性セシウムの管理目標値 10 ベクレル/kg を十分に下回る値のため、放射性物質検査は行いません。

6 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の規定に基づき、告示に示された検査方法により行います。また、その他の項目の検査方法については、厚生労働省からの告示、通知等によって行います。

なお、水質検査の委託先は、下記 8 の厚生労働大臣検査機関です。

検査項目	検査方法
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）、最終改正 平成 28 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 115 号
水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号、最終改正 平成 28 年 3 月 30 日生食水発第 0330 第 1 号）
耐塩素性病原生物	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号通知、一部改正 平成 24 年 3 月 2 日健水発 0302 第 2 号）
原水	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）、最終改正 平成 28 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 115 号
放射性物質	水道水等の放射能測定マニュアル（平成 23 年 10 月 厚生労働省健康局水道課）

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合により、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行いますが、検査項目はその状況に応じて決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

8 水質検査の自己／委託の区分

本村には水質検査を実施する設備が整っていないため、水質検査は別添の水質検査委託区分及び検査方法のとおり、水道法第 20 条の 4 に規定される厚生労働大臣登録検査機関に委託して検査いたします。

なお、この検査は水質検査業務委託契約にて実施します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度作成し、検査結果と併せて水道事業所で閲覧に供します。

また、水質検査計画については、毎年見直しを行い、水質の状況に応じてその都度改正するものとします。

10 水質検査の精度と信頼性の保証について

本村では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

原則として基準値及び目標値の 1/10 の定量下限を確保し、1/10 付近の測定において、変動係数が金属類では 10%以下、有機物では 20%以下の精度で水質検査を行います。

11 関係者との連携について

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、二戸保健所や九戸村住民生活課などの関係機関と連携して、情報交換や水質検査を行い、迅速に対策を講ずるとともに適正な浄水処理により水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。

皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

連絡先 九戸村水道事業所

〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

TEL 0195-42-2111 FAX 0195-42-3120

E-mail:suido@vill.kunohe.iwate.jp

別添

水質検査委託区分及び検査方法

【水質基準項目】

番号	検査項目	検査方法 (※1)		委託検査機関 (前年度)
基1	一般細菌	別表1	標準寒天培地法	㈱江東微生物研究所 (登録検査機関 第75号)
基2	大腸菌	別表2	特定酵素基質培地法	
基3	カドミウム及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基4	水銀及びその化合物	別表7	還元酸化—原子吸光度法	
基5	セレン及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
		別表8	水素化物発生—原子吸光度法	
		別表9	水素化物発生—誘導プラズマ発光分光分析法	
基6	鉛及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基7	ヒ素及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
		別表10	水素化物発生—原子吸光度法	
		別表11	水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	
基8	六価クロム化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
		別表13	イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法	
基9	亜硝酸態窒素			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表12	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光度法	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	別表13	イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法	
基12	フッ素及びその化合物	別表13	イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法	
基13	ホウ素及びその化合物	別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基14	四塩化炭素	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基15	1,4-ジオキサン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表16	固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基17	ジクロロメタン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基18	テトラクロロエチレン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基19	トリクロロエチレン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基20	ベンゼン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基21	塩素酸	別表16の2	イオンクロマトグラフ法	
基22	クロロ酢酸	別表17	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表17の2	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基23	クロロホルム	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基24	ジクロロ酢酸	別表17	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表17の2	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基25	ジブロモクロロメタン	別表14	パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基26	臭素酸	別表18	イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光度法	

別添

水質検査委託区分及び検査方法

【水質基準項目】

番号	検査項目	検査方法（※1）		委託検査機関 （前年度）
基27	総トリハロメタン		クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに検査。	綱江東微生物研究所 （登録検査機関 第75号）
		別表22	滴定法	
		別表24	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	
		別表28	固相抽出—吸光光度法	
基28	トリクロロ酢酸	別表17	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表17の2	液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基29	プロモジクロロメタン	別表14	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基30	プロモホルム	別表14	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別表15	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
基31	ホルムアルデヒド	別表19	溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
基32	亜鉛及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基33	アルミニウム及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基34	鉄及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基35	銅及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基36	ナトリウム及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
		別表20	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法	
基37	マンガン及びその化合物	別表3	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
基38	塩化物イオン	別表13	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法	
		別表21	滴定法	
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	別表4	フレイムレス—原子吸光光度計による一斉分析法	
		別表5	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	
		別表6	誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
		別表20	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法	
		別表22	滴定法	
基40	蒸発残留物	別表23	重量法	
基41	陰イオン界面活性剤	別表24	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	
基42	ジェオスミン	別表25	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表26	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表27	固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表27の2	固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
基43	2-メチルイソボルネオール	別表25	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表26	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表27	固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
		別表27の2	固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
基44	非イオン界面活性剤	別表28	固相抽出—吸光光度法	
		別表28の2	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	
基45	フェノール類	別表29	固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	別表30	全有機炭素計測定法	

別添

水質検査委託区分及び検査方法

【水質基準項目】

番号	検査項目	検査方法（※1）		委託検査機関 （前年度）
基47	pH値	別表31	ガラス電極法	（株）江東微生物研究所 （登録検査機関 第75号）
		別表32	連続自動測定機器によるガラス電極法	
基48	味	別表33	官能法	
基49	臭気	別表34	官能法	
基50	色度	別表35	比色法	
		別表36	透過光測定法	
		別表37	連続自動測定機器による透過光測定法	
基51	濁度	別表38	比濁法	
		別表39	透過光測定法	
		別表40	連続自動測定機器による透過光測定法	
		別表41	積分球式光電度法	
		別表42	連続自動測定機器による積分球式光電度法	
		別表43	連続自動測定機器による散乱光測定法	
		別表44	連続自動測定機器による透過散乱法	

※1 検査方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」による。

【水質管理目標設定項目】

番号	検査項目	検査方法（※2）		委託検査機関 （前年度）
管1	アンチモン及び化合物		水素化物発生—原子吸光度法	前年度測定無し
			水素化物発生—誘導プラズマ発光分光分析法	
		別添方法4	誘導結合プラズマ—質量分析法	
管2	ウラン及びその化合物	別添方法4	誘導結合プラズマ—質量分析法	
			固相抽出—誘導結合プラズマ発光分光分析法	
管3	ニッケル及びその化合物		フレイムレス—原子吸光度法	
			誘導結合プラズマ発光分光分析法	
		別添方法4	誘導結合プラズマ—質量分析法	
管4	1,2-ジクロロエタン	別添方法1	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別添方法2	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管5	トルエン	別添方法1	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別添方法2	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	別添方法3	溶媒抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
管9	ジクロロアセトニトリル	別添方法3	溶媒抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管10	抱水クロラール	別添方法3	溶媒抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管11	農薬類	表1	農薬ごとに定める方法	
管12	残留塩素		ジエチル—p—フェニレンジアミン法	
			電流法	
			吸光光度法	
			連続自動測定機器による吸光光度法	
			ポーラログラフ法	
管16	1,1,1-トリクロロエタン	別添方法1	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別添方法2	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管17	メチル—t—ブチルエーテル	別添方法1	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別添方法2	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管19	臭気強度（TON）		官能法	
管23	腐食性（ランゲリヤ指数）		計算法	
管25	1,1-ジクロロエチレン	別添方法1	パーティトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
		別添方法2	ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
管30	アルミニウム及びその化合物		水質基準項目で検査する。	
管31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノ酸（PFDA）		固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法	

※2 検査方法は「水質管理目標設定項目の検査方法（平成15年10月10日付健水発第1010001号、最終改正平成25年3月28日健水発0328第4号）」による。

別添

水質検査委託区分及び検査方法

【耐塩素性病原生物】

番号	検査項目	検査方法（※3）		委託検査機関 （前年度）
	大腸菌（指標菌）	別添1	特定酵素基質培地法	静岡県微生物研究所 （登録検査機関 第75号）
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	別添2	ハンドフォード改良寒天培地法 M-C P寒天培地法 DRC培地法	
	クリプトスポリジウム	別添3	水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための試験方法	
	ジアルジア	別添3	水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための試験方法	

※3 検査方法は「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成19年3月30日付健水発第0330006号通知、一部改正平成24年3月2日健水発0302 第2号）」による。

【放射性物質】

番号	検査項目	検査方法（※4）		委託検査機関 （前年度）
	放射性セシウム（Cs-134）		ゲルマニウム半導体検出器を用いたγスペクトロメトリによる放射能測定法	前年度測定無し
	放射性セシウム（Cs-137）		ゲルマニウム半導体検出器を用いたγスペクトロメトリによる放射能測定法	

※4 検査方法は「水道水等の放射能測定マニュアル（平成23年10月 厚生労働省健康局水道課）」による。

【毎日実施項目】

番号	定期検査項目	検査方法（※5）		委託検査機関 （前年度）
毎1	色		目視	直営
毎2	濁り		目視	
毎3	消毒の残留効果		DPD試薬による目視	

※5 水道法施行規則 第15条第1項第1号

水質検査実施頻度一覧

番号	定期検査項目	省略可否	浄水検査頻度			原水検査頻度		設定理由
			1ヶ月	3ヶ月	1年	1ヶ月	1年	
			9	16	51	1	2	
基1	一般細菌	×	○	○	○		省略不可項目	
基2	大腸菌	×	○	○	○		省略不可項目	
基3	カドミウム及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基4	水銀及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基5	セレン及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基6	鉛及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基7	ヒ素及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基8	六価クロム化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基9	亜硝酸態窒素	○		○	○		過去3年の検査実績により回数減が可能となったため	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	○	○	○		省略不可項目	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×		○	○		省略不可項目 (回数の減は可能) 過去において検出されていないため	
基12	フッ素及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基13	ホウ素及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基14	四塩化炭素	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基15	1,4-ジオキサン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基17	ジクロロメタン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基18	テトラクロロエチレン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基19	トリクロロエチレン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基20	ベンゼン	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基21	塩素酸	×	○	○	○		省略不可項目	
基22	クロロ酢酸	×	○	○	○		省略不可項目	
基23	クロロホルム	×	○	○	○		省略不可項目	
基24	ジクロロ酢酸	×	○	○	○		省略不可項目	
基25	ジブromクロロメタン	×	○	○	○		省略不可項目	
基26	臭素酸	×	○	○	○		省略不可項目	
基27	総トリハロメタン	×	○	○	○		省略不可項目	
基28	トリクロロ酢酸	×	○	○	○		省略不可項目	
基29	ブromクロロメタン	×	○	○	○		省略不可項目	
基30	ブromホルム	×	○	○	○		省略不可項目	
基31	ホルムアルデヒド	×	○	○	○		省略不可項目	
基32	亜鉛及びその化合物	○		○	○		基準値1/20未満のため	
基33	アルミニウム及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基34	鉄及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	
基35	銅及びその化合物	○		○	○		基準値1/10未満のため	

※水道法施行規則第15条一ハの規定を適用。

基36	ナトリウム及びその化合物	○																基準値1/10未満のため
基37	ベンゼン及びその化合物	○																基準値1/10未満のため
基38	塩化物イオン	×	○															省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		○														過去3年の検査実績により省略不可能となったため
基40	蒸発残留物	○		○														過去3年の検査実績により省略不可能となったため
基41	陰イオン界面活性剤	○		○														基準値1/10未満のため
基42	ジエオスミン	○		○														原因藻類の発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	○		○														原因藻類の発生のおそれがあるため
基44	非イオン界面活性剤	○		○														基準値1/10未満のため
基45	フェノール類	○		○														基準値1/10未満のため
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×		○														省略不可項目
基47	pH値	×		○														省略不可項目
基48	味	×		○														省略不可項目
基49	臭気	×		○														省略不可項目
基50	色度	×		○														省略不可項目
基51	濁度	×		○														省略不可項目
管31	PFOS及びPFOA	○																自主
毎1	色	×																省略不可項目
毎2	濁り	×																省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×																省略不可項目
	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	×																○
	クリプトバクテリオファグ、ジワルバクテ	×																○

※原水検査項目のうち、クリプトバクテリオファグ、ジワルバクテリオファグ検査は原水水源8箇所の内、3箇所(地京1-1水源、地京1-2水源、宇堂口第1水源)は3カ月に1回実施し、残りの5箇所は1年に1回の実施とする。

水質検査計画(原水)

番号	水質検査項目	原水水質検査項目				原水水質検査実施計画											
		全項目検査	大腸菌(指標菌)	嫌気性芽胞菌(指標菌)	クリプトスポリジウム・ルビリア(原虫)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	○															
基2	大腸菌	○															
基3	カドミウム及びその化合物	○															
基4	水銀及びその化合物	○															
基5	セレン及びその化合物	○															
基6	鉛及びその化合物	○															
基7	ヒ素及びその化合物	○															
基8	六価クロム化合物	○															
基9	亜硝酸態窒素	○															
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○															
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○															
基12	フッ素及びその化合物	○															
基13	ホウ素及びその化合物	○															
基14	四塩化炭素	○															
基15	1,4-ジオキサン	○															
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○															
基17	ジクロロメタン	○															
基18	テトラクロロエチレン	○															
基19	トリクロロエチレン	○															
基20	ベンゼン	○															
基21	塩素酸																
基22	クロロ酢酸																
基23	クロロホルム																
基24	ジクロロ酢酸																
基25	ジプロモクロロメタン																
基26	臭素酸																
基27	総トリハロメタン																
基28	トリクロロ酢酸																
基29	プロモジクロロメタン																
基30	プロモホルム																
基31	ホルムアルデヒド																
基32	亜鉛及びその化合物	○															
基33	アルミニウム及びその化合物	○															
基34	鉄及びその化合物	○															
基35	銅及びその化合物	○															
基36	ナトリウム及びその化合物	○															
基37	マンガン及びその化合物	○															
基38	塩化物イオン	○															
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○															
基40	蒸発残留物	○															
基41	陰イオン界面活性剤	○															
基42	ジェオスミン	○															
基43	2-メチルイソボルネオール	○															
基44	非イオン界面活性剤	○															
基45	フェノール類	○															
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○															
基47	pH値	○															
基48	味	○															
基49	臭気	○															
基50	色度	○															
基51	濁度	○															
管31	PFOS及びPFOA	○															
	大腸菌(指標菌)		○														
	嫌気性芽胞菌(指標菌)			○													
	クリプトスポリジウム・ルビリア(原虫)				○												
	原水検査項目数	41	1	1	1	3	2	2	44	2	2	3	2	2	3	2	2

水質検査計画(浄水)

番号	水質検査項目	浄水水質検査項目				浄水水質検査実施計画											
		毎月検査	全項目検査	16項目検査	カビ臭検査	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物		○						○								○
基4	水銀及びその化合物		○						○								
基5	セレン及びその化合物		○						○								
基6	鉛及びその化合物		○						○								
基7	ヒ素及びその化合物		○						○								
基8	六価クロム化合物		○						○								
基9	亜硝酸態窒素		○						○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シア ン		○	○			○		○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○						○								
基12	フッ素及びその化合物		○						○								
基13	ホウ素及びその化合物		○						○								
基14	四塩化炭素		○						○								
基15	1,4-ジオキサン		○						○								
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○						○								
基17	ジクロロメタン		○						○								
基18	テトラクロロエチレン		○						○								
基19	トリクロロエチレン		○						○								
基20	ベンゼン		○						○								
基21	塩素酸		○	○				○	○								
基22	クロロ酢酸		○	○				○	○			○			○		
基23	クロロホルム		○	○				○	○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸		○	○				○	○			○			○		
基25	ジプロモクロロメタン		○	○				○	○			○			○		
基26	臭素酸		○	○				○	○			○			○		
基27	総トリハロメタン		○	○				○	○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸		○	○				○	○			○			○		
基29	プロモジクロロメタン		○	○				○	○			○			○		
基30	プロモホルム		○	○				○	○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド		○	○				○	○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物		○					○	○			○			○		
基33	アルミニウム及びその化合物		○					○	○			○			○		
基34	鉄及びその化合物		○					○	○			○			○		
基35	銅及びその化合物		○					○	○			○			○		
基36	ナトリウム及びその化合物		○					○	○			○			○		
基37	マンガン及びその化合物		○					○	○			○			○		
基38	塩化物イオン	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬 度)		○	○				○	○			○			○		
基40	蒸発残留物		○	○				○	○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤		○					○	○			○			○		
基42	ジェオスミン		○		○			○	○	○	○						
基43	2-メチルイソボルネオール		○		○			○	○	○	○						
基44	非イオン界面活性剤		○	○				○	○	○	○						
基45	フェノール類		○	○				○	○			○			○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○					○	○			○			○		
基47	pH値	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浄水検査項目数		9	51	16	2	25	9	11	51	11	11	25	9	9	25	9	9

